

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第74号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成12年岩手県規則第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第34条 条例別表第2の36の9の項の規則で定めるものは、岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年岩手県規則第27号）第6条の消印に関する事務で、次に掲げる事務とする。 (1) [略] (2) <u>旅券法第10条第1項ただし書の一般旅券の記載事項の訂正に関する事務</u> (3) [略]	第34条 条例別表第2の36の9の項の規則で定めるものは、岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年岩手県規則第27号）第6条の消印に関する事務で、次に掲げる事務とする。 (1) [略] (2) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、旅券法の一部を改正する法律（平成25年法律第69号）の施行の日から施行する。
- 岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年岩手県規則第27号）第6条の消印に関する事務で、旅券法の一部を改正する法律附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の旅券法（昭和26年法律第267号）第10条第1項ただし書の申請に係る一般旅券の記載事項の訂正に関するものについては、岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成25年岩手県条例第63号）による改正後の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）別表第2の36の9の項に規定する市町村が処理することとする。